



県章

# 山形県公報

平成30年3月13日(火)

第2926号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康長寿推進課) ……199

### 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……200
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……201
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……202
- 道路の位置の指定の廃止……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………203

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………204
- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………205

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………206

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……207
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(同) ……209

## 規 則

山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第7号

## 山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成5年10月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第4項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、同表中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項中「同条第15項」を「同条第17項」に改め、同項を同表第16項とし、同表中第5項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院の介護職員

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

---

 告 示
 

---

## 山形県告示第178号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N－（4－フルオロフェニル）－N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）イソブチルアミド（通称名 4F－iBF、4－FIBF、4－Fluoroisobutyryl fentanyl）及びその塩類
- (2) N－（4－クロロフェニル）－N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）イソブチルアミド（通称名 4Cl－iBF、4－Chloroisobutyryl fentanyl）及びその塩類
- (3) N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルテトラヒドロフラン－2－カルボキサミド（通称名 Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF－F）及びその塩類
- (4) N－（2－メトキシベンジル）－N－メチル－1－（4－メチルフェニル）プロパン－2－アミン（通称名 4－MMA－NBOMe）及びその塩類
- (5) 1－（3,5－ジメトキシ－4－プロポキシフェニル）プロパン－2－アミン（通称名 3C－P）及びその塩類

## 2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

## 3 失効年月日

平成30年3月10日

## 山形県告示第179号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
最上町立最上病院	最上郡最上町大字向町64番地の3	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

## 山形県告示第180号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町吹浦の区域の者が営むもの
- 2 (1) 加入区の名称  
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町の区域（吹浦を除く。）の者が営むもの

山形県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。  
 平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字京塚字上野672番から 同 クゾ1259番1まで	旧	24.0メートル ） 9.0	メートル 47
同 上	新	24.0メートル ） 16.0	同 上

山形県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。  
 平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字上野658番から  
同 クゾ1259番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月13日

山形県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。  
 平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 羽黒立川線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町狩川字堂ノ下12番1から  
同 2番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月13日

山形県告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 寒河江都市計画下水道事業  
(2) 名称 寒河江市公共下水道
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和61年3月18日から平成35年3月31日まで

山形県告示第185号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私有寒第91号
- 2 廃止に係る指定の場所 寒河江市大字寒河江字長岡丙1541番150、丙1541番160
- 3 廃止年月日 平成30年3月6日

山形県告示第186号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

新庄もがみ農業協同組合 本店	最上郡舟形町舟形273番地の1	新庄もがみ農業協同組合 本店
萩野支店	新庄市大字泉田字泉田2番地	萩野支店

を

に、

もがみ中央農業協同組合 本店	大字福田字福田山711番地73	もがみ中央農業協同組合 本店
萩野支店	大字泉田字泉田2番地	萩野支店

〃	最上郡舟形町舟形273番地の1	〃	〃	〃	〃
舟形支店					
〃	〃 最上町大字向町633番地	〃	〃	〃	〃
最上支店					
山形もがみ農業協同組合	〃 大蔵村大字清水1414番地	山形もがみ農業協同組合	株式会社 新庄支店	〃	〃
本店		本店	荘内銀行		
〃	〃 〃	〃	〃	〃	〃
大蔵支店					

を

〃	最上郡最上町大字向町633番地	〃	〃	〃	〃
最上支店					
〃	〃 舟形町舟形273番地の1	〃	〃	〃	〃
舟形支店					
〃	〃 真室川町大字新町131番地19	〃	〃	〃	〃
真室川支店					
〃	〃 大蔵村大字清水1414番地	〃	〃	〃	〃
大蔵支店					

に、

〃	〃 〃 大字古口254番地の1	〃	〃	〃	〃
古口支店					
真室川町農業協同組合	〃 真室川町大字新町141番地の1	真室川町農業協同組合	株式会社 真室川支店	〃	〃
本所		本所	山形銀行		

を

〃	〃 〃 大字古口254番地の1	〃	〃	〃	〃
古口支店					

に改め

る。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第7号**

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成30年3月13日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬

涉

- 1 招集の日時 平成30年3月14日（水） 午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 教育委員会職員の人事について
  - (2) 教職員の人事について

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月13日

山形県公安委員会

委員長 小林 由紀子

#### 山形県公安委員会規則第1号

##### 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
 第23条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。  
 (11) 通信傍受の指導に関すること。

第39条の表中

運 転 免 許 課	自動車運転免許試験場	第33条第2号及び第4号に掲げる事務	を
運 転 免 許 課	自動車運転免許試験場	第33条第2号及び第4号に掲げる事務	に改める。
警 備 第 一 課	外事・国際テロリズム対策室	第36条第4号に掲げる事務	

第40条第1項の表中

自動車運転免許試験場	自動車運転免許試験場 長	上司の命を受け、自動車運転免許試験場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
自動車運転免許試験場	自動車運転免許試験場 長	上司の命を受け、自動車運転免許試験場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	に改め、同条
外事・国際テロリズム対策室	外事・国際テロリズム対策室長	上司の命を受け、外事・国際テロリズム対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	

第2項の表刑事企画課の項中

取 調 べ 指 導 官	上司の命を受け、第23条第5号、第9号及び第10号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	を
取 調 べ 指 導 官	上司の命を受け、第23条第5号、第9号及び第10号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	に改め、同表警備第一課の項中
傍 受 指 導 官	上司の命を受け、第23条第11号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

警 備 調 査 官	上司の命を受け、第36条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。
-----------	--

を

警 備 調 査 官	上司の命を受け、第36条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。
外事・国際テロリズム対策官	上司の命を受け、第36条第4号に掲げる事務を整理する。

に改める。

別表(2)村山警察署の項中

袖 崎 駐 在 所	村山市大字本飯田
大 高 根 駐 在 所	村山市大字富並

を

大 高 根 駐 在 所	村山市大字富並
-------------	---------

に改め、同表新庄警察

署の項中

津 谷 駐 在 所	最上郡戸沢村大字名高
古 口 駐 在 所	最上郡戸沢村大字古口

を

戸 沢 駐 在 所	最上郡戸沢村大字蔵岡
-----------	------------

に改め、同表庄内警察

署の項中

立 川 駐 在 所	東田川郡庄内町狩川
立 谷 沢 駐 在 所	東田川郡庄内町肝煎

を

立 川 駐 在 所	東田川郡庄内町狩川
-----------	-----------

に改める。

附 則

この規則は、平成30年3月20日から施行する。ただし、別表(2)の改正規定は、同年4月1日から施行する。

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月13日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 小 林 由 紀 子

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区 分	警 察 官				そ の 他 の 職 員	合 計	備 考
	警 視	警 部	警 部 補 巡 査 部 長 巡 査	計			
警 察 本 部	59人	96人	485人	640人	215人	855人	警部補の総数は561人とし、 巡査部長の総数は580人とする。
警 察 署	31人	88人	1,254人	1,373人	122人	1,495人	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,780人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 217,370人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	69,507人	村山市	7,108人	西村山郡	11,479人
米沢市	23,025人	長井市	7,709人	最上郡	11,612人
鶴岡市	36,452人	天童市	17,276人	東置賜郡	11,119人
酒田市・ 酒飽海郡	33,961人	東根市	13,167人	西置賜郡	8,328人
新庄市	10,169人	尾花沢市・ 北村山郡	6,867人	東田川郡	8,285人
寒河江市	11,558人	南陽市	8,988人		
上山市	8,994人	東村山郡	7,386人		

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年3月13日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 Y a m a g a t a 1
  - (2) 代表者の氏名  
加藤 清輝
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東根市中央東三丁目2番54号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、主に山形県内において、地域の情報化推進活動に関する支援や情報資源のアーカイブ等を行い、地域の情報化推進および情報流通を軸とした地域活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において平成30年7月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン酒田

酒田市泉町214番地外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 大門 淳

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	中 山 章
株式会社チョダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟 橋 政 男
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸 橋 友 良
株式会社やまや	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	山 内 英 靖
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 義 久
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	藤 原 政 博
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社雑貨屋ブルドッグ	静岡県浜松市浜北区平口5228番地	小 楠 昭 彦
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	舟 橋 浩 司
株式会社ヴィクトリア	東京都千代田区神田小川町三丁目4番2番地	諸 橋 友 良
株式会社やまや	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	山 内 英 靖
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 義 久
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	横 内 達 治
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人
株式会社ワンラブ	愛知県名古屋市東区相生町50番1	小 林 励

## 4 変更年月日

- (1) マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日
- (2) 株式会社未来屋書店に係るもの 平成24年10月1日
- (3) 株式会社チヨダに係るもの
  - イ 代表者の氏名に係るもの 平成25年5月27日
  - ロ 住所に係るもの 平成29年7月3日
- (4) 株式会社ヴィクトリアに係るもの 平成29年4月1日
- (5) 株式会社ハニーズホールディングスに係るもの 平成29年3月1日
- (6) 株式会社ライトオンに係るもの 平成23年8月21日
- (7) 株式会社しまむらに係るもの 平成28年12月1日
- (8) 株式会社ワンラブに係るもの 平成29年2月10日

## 5 届出年月日

平成29年12月20日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年7月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成30年7月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）鶴岡市上畑町商業施設  
鶴岡市上畑町3番2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
代表執行役 井上 亮  
株式会社八文字屋 山形市本町二丁目4番11号  
代表取締役 五十嵐 太右衛門
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社東北セイムス 宮城県仙台市太白区西中田五丁目17番1号  
代表取締役 室木 秀人  
株式会社八文字屋 山形市本町二丁目4番11号  
代表取締役 五十嵐 太右衛門
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年10月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,275平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 42台
  - (2) 駐輪場の収容台数 37台
  - (3) 荷さばき施設の面積 48平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 4.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前9時  
ロ 閉店時間 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成30年2月7日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年7月13日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

平成30年3月13日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年3月13日発行 発行人 山形県